

# 市民公益活動団体補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、市民公益活動団体補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (交付目的)

第2条 本補助金は、市民の自主性に基づき、住環境及び市民生活の安全性の向上を図る活動及び地域コミュニティー活動を行う市民公益活動団体の円滑な活動を図るため補助金を交付し、もって市民参画による本市の良好なまちづくりに寄与することを目的とする。

## (補助対象団体)

第3条 本補助金の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる活動を行う団体とし、別表に定めるところによる。

- (1) 地域の美化活動の啓発活動
- (2) 市民の交通安全に対する啓発活動
- (3) 住民自治団体の育成と地域コミュニティー活動
- (4) その他、市長が適当と認めた活動

## (補助金の交付額等)

第4条 本補助金の額は、補助対象団体の当該年度の活動予定及び前年度の活動実績を勘案して算定し、予算の範囲内で交付する。

## (雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、企画推進部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3関係）

鳥取市自治連合会

鳥取市交通安全保護者の会連合協議会

鳥取市消費者団体連絡協議会

鳥取市市民運動推進協議会

鳥取市交通安全対策協議会

鳥取市交通安全指導員会